

都道府県・政令指定都市名	06 川崎市
--------------	--------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	市民文化局人権・男女共同参画室
担 当 職 員 数	3 人 (専任 3 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議
設置年月日(西暦)・根拠	1999年4月1日 根拠: 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱
長 の 役 職	副市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	川崎市男女平等推進審議会
設置年月日(西暦)	2002年2月19日
構 成 員	12 人 (女性 7 人、男性 5 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2022 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	第5期川崎市男女平等推進行動計画(かわさき☆かがやきプラン)
改定・見直しの予定時期	2026年4月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	男女平等かわさき条例
	公 布 日(西 暦)	2001年6月29日
	施 行 日(西 暦)	2001年10月1日
	最 終 改 正 日(西暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	2022年6月1日
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで 40 %		
根 拠	川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱、第5期川崎市男女平等推進行動計画		
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関と附属機関の下に設置される部会、地方自治法第174条の規定に基づく専門委員、要綱等に基づき開催される懇談会		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 262 )うち女性委員を含む審議会等数( 242 )	延総委員等数( 3,000 )延女性委員等数( 967 ) 女性比率( 32.2 )
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 124 )うち女性委員を含む審議会等数( 114 )	延総委員等数( 1,925 )延女性委員等数( 621 ) 女性比率( 32.3 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数( 19 )うち女性委員を含む審議会等数( 18 )	延総委員等数( 612 )延女性委員等数( 205 ) 女性比率( 33.5 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 6 )うち女性委員を含む審議会等数( 5 )	延総委員等数( 49 )延女性委員等数( 9 ) 女性比率( 18.4 )
目標値以外の目標設定	女性委員ゼロの審議会等をなくす		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 ( 年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他 ( 事前協議制の実施 )	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)										
	管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	女性管理職の内訳								
				部局長相当職 (人) (C)		次長相当職 (人) (E)		課長相当職 (人) (G)				
				うち女性数(D)	女性比率(%)	うち女性数(F)	女性比率(%)	うち女性数(H)	女性比率(%)			
本庁	計	588	72	12.2	146	10	6.8			442	62	14.0
	うち一般行政職	462	52	11.3	113	8	7.1			349	44	12.6
支庁・地方事務所等	計	579	137	23.7	190	38	20.0			389	99	25.4
	うち一般行政職	254	60	23.6	56	13	23.2			198	47	23.7
全体	計	1,167	209	17.9	336	48	14.3	0	0	831	161	19.4
	うち一般行政職	716	112	15.6	169	21	12.4	0	0	547	91	16.6
再掲	警察関係	0	0									
	教育委員会	86	17	19.8	13	1	7.7			73	16	21.9

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	270	53	19.6	827
	うち一般行政職	185	35	18.9	626	105	16.8
支庁・地方事 務所等	計	321	72	22.4	979	317	32.4
	うち一般行政職	168	33	19.6	435	91	20.9
全体	計	591	125	21.2	1806	466	25.8
	うち一般行政職	353	68	19.3	1061	196	18.5
再掲	警察関係						
	教育委員会	35	7	20.0	183	68	37.2

## 問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	72	8	11.1	54	14	25.9	100	18	18.0
	うち一般行政職	58	5	8.6	40	8	20.0	81	15	18.5
支庁・地方事 務所等	計	58	15	25.9	69	17	24.6	106	38	35.8
	うち一般行政職	27	8	29.6	30	8	26.7	53	17	32.1
全体	計	130	23	17.7	123	31	25.2	206	56	27.2
	うち一般行政職	85	13	15.3	70	16	22.9	134	32	23.9
再掲	警察関係									
	教育委員会	11	1	9.1	2	1	50.0	17	6	35.3

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地で の長期研 修(4週間 以上)	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○					○	◎				
補佐級	○					○	◎				
係長級	○		○			○	◎				

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,653	575	34.8
昇格試験			

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	561	262	46.7
うち 上級	377	153	40.6
うち一般行政職	247	109	44.1
うち 上級	223	98	43.9
うち警察関係			
うち 上級			

## 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

## 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	川崎市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第1条 この要綱は、市長事務部局に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2022年4月1日 2:その他(西暦)

防災・危機管 理部局 職員数(人)	うち女性		うち管理 職数(人)	うち女性	
	数(人)	比率(%)		数(人)	比率(%)
77	6	7.8	19	1	5.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with 4 columns: Name, Location, Management/Operation, Staff, Main Business. Includes details for '川崎市男女共同参画センター'.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

Table with 4 columns: Name, Location, Investor, Fund/Basic Asset Amount.

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

Table with 4 columns: Question, Answer, Network Name, Number of Members.

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

Table with 2 columns: Description, Status (Yes/No).

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

Table with 4 columns: Item, 2021 Budget, 2022 Budget, Remarks.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○	
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入	○	
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「かわさき☆えるぼし」認証制度(2、4、7、8、9、10、12) 川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」(1、4、5、6、7、8、11)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	川崎市「生産性向上・働き方改革」推進事業者表彰事業(12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 有	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット21)

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 かわさきの男女共同参画データブック
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期的場合 5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )

## 問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画かわさきフォーラム ・ 川崎市男女平等推進週間	「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた普及・啓発を目的としたイベント 男女平等施策の周知を目的にパネル展示やチラシ配布等による啓発活動	300人	2月 6月
2. 表彰 ・ 3. 講座 ・ デートDV予防啓発ワークショップ	若年層に対するデートDVへの正しい理解を図るために、大学生等を対象にワークショップ形式で開催	1150人	通年
4. 相談事業 ・ 5. 情報収集・提供 ・ 6. 苦情処理 ・ 男女共同参画施策関係苦情処理	男女共同参画施策に関する苦情の処理・対応		通年
7. 交流促進 ・ 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 9. 国際交流・海外派遣事業 ・ 10. 調査研究 ・ 11. その他 ・			

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名		川崎市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間  【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	3
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1
規 則 名		川崎市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		第2条 2 議員は、出産のため出席ができないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり 2. なし 3. その他( )	2
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産		1	
育児		1	
家族の看護		1	
家族の介護		1	
疾病		1	
その他		1	
		公務、やむを得ない事由	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ( )	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1
規 則 名		議会運営の手引き	
案文本文			
261 通称により、議会活動をしようとする議員は、世話人会で了承を得るものとする。 政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	川崎市地域防災計画風水害対策編(令和3年度修正)
該当部分の規定	<p>【地域防災計画風水害対策編(令和3年度修正) P3より抜粋】          過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっている。          こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、市民文化局人権・男女共同参画室は関係局区と連携し必要な支援を行う。</p> <p>男女共同参画センターの役割          平常時          ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に資する啓発事業を実施する。          ・各種事業を通じ、災害発生後に避難所やボランティア活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者とならないよう「暴力は許されない」という意識の普及を図る。          災害時          ・男女共同参画の視点に基づく情報発信。          ・市民文化局人権・男女共同参画室と協議の上、災害時における男女共同参画の視点に基づく相談受体制を確立する。</p>

調査時点コード: 2

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦)( 2022年6月1日 )

## 1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	65	5	7.7	
	市町村防災会議(委員のみ)	64	5	7.8	
2	民生委員推薦会	14	4	28.6	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	3	27.3	
4	地方社会福祉審議会	22	4	18.2	
5	土地利用審査会	7	3	42.9	
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	5	25.0	
7	公害健康被害認定審査会	14	1	7.1	
8	地方港湾審議会	26	3	11.5	
9	土地区画整理審議会	9	0	0.0	選挙による選出となる。 また学識経験者に女性が少ない
10	建築審査会	7	2	28.6	
11	開発審査会	7	3	42.9	
12	市町村都市計画審議会	19	3	15.8	
13	介護認定審査会	259	137	52.9	
14	精神医療審査会	15	3	20.0	
15	市町村国民保護協議会	53	4	7.5	
16	地方独立行政法人評価委員会				
17	感染症診査協議会	10	3	30.0	
18	市街地再開発審査会				
19	障害支援区分審査会	25	6	24.0	
20	児童福祉審議会	20	11	55.0	
21	行政不服審査会	9	5	55.6	
22					
23					
24					
25					
26					
27					
<b>合 計</b>		612	205	33.5	
<b>女性委員0の審議会数</b>		1			

## 2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	20	1	5.0	
6	固定資産評価審査委員会	12	4	33.3	
<b>合 計</b>		49	9	18.4	
<b>女性委員0の委員会数</b>		1			